

その他、必要な手続き（該当者のみ）

対象者	異動手続きに必要なもの（必ず印鑑をお持ちください）			窓口
	転出するとき	転入したとき	市内で転居したとき	
国民年金に加入している方	○年金手帳	○年金手帳 ○年金証書	○年金手帳 ○年金証書	本所国保年金課 ☎内線113
国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方、福祉医療証をお持ちの方	○国民健康保険証 ○国保限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国保高齢受給者証 ○後期高齢者医療保険証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国保または後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ○重度心身障害(児)者医療 ⑧・子育て支援医療⑦・ひとり親家庭等医療⑨の医療証	○世帯主の印鑑 ○健康保険証 ○後期高齢者医療の負担区分証明書（県外からの転入の場合で、前に住んでいた市区町村で発行されたもの） ※⑧・⑦・⑨の該当要件は市区町村で異なります。詳しくは窓口へ。	○国民健康保険証 ○国保限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国保高齢受給者証 ○後期高齢者医療保険証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○⑧・⑦・⑨の医療証 ※世帯内変更で、世帯主または続柄が変わったときも同じ。	本所国保年金課 ○国保医療担当 …☎内線124 ○後期高齢者医療担当 …☎内線126
※届出によっては世帯主の印鑑(認印)が必要な場合あり(シャチハタ印等は不可)。				
介護保険証をお持ちの方	○介護保険証	○介護保険受給資格証明書(介護認定を受けていた方)	○介護保険証	本所長寿介護課 ☎内線187
児童手当を受給している方	お持ちいただくものではありませんが、届出が必要です	○預貯金通帳 ○健康保険証 ○受給者及び配偶者の所得証明書	届出は不要です	本所 子育て推進課 ☎内線151
児童扶養手当を受給している方	○児童扶養手当証書	○児童扶養手当証書	○児童扶養手当証書	
障害者手帳等をお持ちの方	特になし ※新住所地に変更の届出をしてください。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳	本所福祉課 ☎内線137
犬を飼っている方	特になし ※新住所地に鑑札をお持ちの上、変更の届出をしてください。	○前住所地での鑑札 ※鑑札を紛失の場合は、再交付扱いとなり、1,600円の手数料が必要です。	お持ちいただくものではありませんが、届出が必要です	健康課 (にこ・ふる) ☎内線363、 ☎25 - 2731

- 上記の窓口のほか、各地域庁舎市民福祉課でも手続きができます。
- 手続き窓口の休日開設や時間延長については、本号8ページをご覧ください。

国民健康保険の手続き

☎本所国保年金課☎内線124または各地域庁舎市民福祉課へ

進学で市外へ転出したとき

■必要なもの

- ・国民健康保険証
 - ・在学証明書（入学前の場合は、合格通知書で手続きができますが、後日、在学証明書の提出が必要）
- ※学生用の保険証の有効期限が切れ

る場合は、期限の延長や資格をなくす手続きが必要です。

職場の健康保険に加入したとき

■必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・国保高齢受給者証
- ・職場の健康保険証
- ・福祉医療証

職場の健康保険を離脱したとき

■必要なもの

- ・健康保険の離脱証明書または離職票
 - ・世帯主の印鑑
 - ・福祉医療証
- ※国保加入日は、職場等の健康保険を離脱した日です。

※国保加入と同時に、市外へ転出している学生も国保に加入する場合は、在学証明書と住所を確認できる書類の提出が必要です。



転入・転出手続きガイド

進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなるこれからの季節。忘れずに転入や転出の手続きをしましょう。

市役所への届出

転入や転出など次のような場合は、本所市民課または各地域庁舎市民福祉課で手続きをしてください。

手続きの際は、窓口に届け書を提出する方（本人・代理人等全ての方）の本人確認が必要です。運転免許証、パスポートまたは健康保険証等の身分証明書をお持ちください（福祉医療・児童手当等の場合は、上記のほかに印鑑等が必要）。

☎本所市民課 ☎内線116

転出するとき

本市から他の市区町村へ引っ越しする場合、転出証明書を発行します。

転出予定日のおおむね14日前から手続きができます。

■必要なもの

- ・国民健康保険証（加入している方）
 - ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
 - ・印鑑登録証（印鑑登録をしている方）
 - ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
 - ・年金手帳（お持ちの方）
 - ・介護保険証（お持ちの方）
- ※新住所地に引っ越した日から14日以内に転入手続きをしてください。

転入したとき

他の市区町村から本市に引っ越しした方は、住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。

■必要なもの

- ・前に住んでいた市区町村からの転出証明書
- ・世帯主の印鑑（国民健康保険に加入する方）
- ・年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書（年金を受給している方）
- ・後期高齢者医療保険の負担区分証明書（県外からの転入の場合で、前に住んでいた市区町村で発行されたもの）
- ・前に住んでいた市区町村からの介護保険受給資格証明書（介護認定を受けていた方）
- ・在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）

市内で転居したとき

転居した日から14日以内に届出をしてください。

■必要なもの

- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書（年金を受給している方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・介護保険証（お持ちの方）
- ・在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）

世帯内に変更があったとき

世帯主が変わったり、続柄が変わったりするなど、世帯の中で変更があった場合、14日以内に届出をして

ください。

■必要なもの

- ・国民健康保険証（世帯で加入している全員分）

以上のような異動届のほか、福祉医療や児童手当等の届出も必要です。手続きをしないと、給付を受けられなくなることがあるので、受給している方は、右ページの表をご覧くださいの上、忘れずに手続きをしてください。

上下水道部への届出

水道を使わなくなっても、届出をしないと、引き続き水道料金がかかります。引っ越しなど次のような場合は、3日前（土曜・日曜日、祝日を除く）までにご連絡ください。

▷水道を使用しなくなるとき

▷新たに水道を使用するとき

▷使用者、所有者が変わるとき

※所有者変更以外は、電話で受け付けます。

☎上下水道部総務課 ☎23 - 7609

転居で口座振替を継続するとき

市内または三川町に転居して、引き続き同じ金融機関の口座振替を希望する場合は、上下水道部にご連絡ください。なお、新たに口座振替を申し込む場合や、口座を変更する場合は、市内または三川町の金融機関で手続きをしてください。

☎上下水道部総務課 ☎23 - 7610

国民年金と国民健康保険の切替え手続き

就職、転職、離職等をした方は、次のような場合に手続きが必要ですので、届出をしてください。

このほかの場合は、本号8ページをご覧ください。

国民年金の手続き

☎本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

職場の厚生年金や共済組合に加入したとき

20歳以上の学生が就職した場合も、切替えが必要です。

■必要なもの

- ・職場の健康保険証
- ・印鑑
- ・年金手帳



職場の厚生年金や共済組合を離脱したとき

■必要なもの

- ・雇用保険被保険者離職票など離職年月日を確認できるもの
 - ・印鑑
 - ・年金手帳
- ※扶養している配偶者がいる方は、併せて届出が必要です。

こんなときは国民年金の加入、変更の手続きを

☎本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

	こんなとき	届出に必要なもの	提出
加入者等 被用者年金の	会社を退職するなどして、被用者年金（厚生年金や共済年金等）を離脱したとき（扶養している配偶者がいる場合は、併せて届出をしてください）	本人・配偶者の年金手帳、退職年月日を証明できる書類（離職票等）、印鑑	14日以内
	被用者年金に加入している配偶者の扶養から外れたとき（離婚したとき、収入が増えたときなど）	本人の年金手帳、扶養でなくなった日を証するもの、印鑑	
無職の方等 自営業者、学生、	被用者年金に加入していない方が20歳になったとき	資格取得届、印鑑	14日以内
	20歳以上の方が就職して被用者年金に加入したとき	本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、印鑑	
	転入・転出・転居で住所や氏名が変わったとき	年金手帳、年金証書、印鑑	
	被保険者が死亡したとき（死亡一時金・遺族基礎年金を請求できる場合があります）	年金手帳、印鑑	
	国外転出や年金受給額を増やすために任意加入するとき	年金手帳、印鑑	速やかに
	保険料の納付が困難なとき（免除申請をするとき）	年金手帳、印鑑	

- ▷ 上記以外の添付書類が必要な場合もありますので、手続きの際にお問い合わせください（免除申請や学生納付特例申請の場合は、雇用保険受給資格者証、離職票、学生証等が必要になる場合があります）。
- ▷ サラリーマンの配偶者（第3号被保険者）に関する

各種届出は、勤務先の会社等を通して鶴岡年金事務所へ提出してください。

- ▷ 本人以外が請求等の手続きをする場合、委任状が必要になりますので、事前に準備してください。委任状の用紙は、鶴岡年金事務所、本所国保年金課及び各地域庁舎市民福祉課の窓口にあります。

年度末・年度始めに市役所本所の一部窓口を休日開設・時間延長します

3月下旬～4月上旬は、転勤や入学など異動の季節です。市民課など異動の手続きを行う窓口は、例年大変混雑することから、市役所本所の一部窓口を休日開設・時間延長します。ぜひご利用ください。

窓口を休日開設します

3月22日(日)・28日(土)・29日(日) 午前8時30分～午後5時15分

窓口を午後7時まで延長します

3月23日(月)～27日(金)、30日(月)～4月3日(金)

開設・延長窓口	問合せ	取扱い業務等
市民課	☎内線116	○住民異動・戸籍手続きに関する届出 ○戸籍・住民票・印鑑・所得・課税・納税等の各種証明 ○印鑑登録 ※取扱いできない業務は次のとおりです。 ・住民基本台帳カードを利用した転入や海外からの転入の届出 ・住民基本台帳ネットワークを利用した手続き（住民基本台帳カード受付交付や広域交付住民票発行等） ・電子証明書、パスポート、船員手帳
国保年金課	☎内線124	国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療（子育て支援医療証等）・国民年金の各種届出・申請等
子育て推進課	☎内線151	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の各種届出・手続き
納税課	☎内線216	市税等の納税、納付相談

来庁者が住民票の写しや印鑑証明等の各種証明書を持ち帰るために使用する 広告入り窓口用封筒の寄附者を募集します

☎本所市民課 ☎内線158

- 規格・数量
- ▷角型2号程度（A4判の用紙が入る大きさ）…7万枚
 - ▷角型6号程度（A5判の用紙が入る大きさ）…2万枚
- ※数量は使用予定枚数のため、変更になる可能性があります。

■封筒の表示

▷広告スペースは、封筒の表面及び裏面の下部40%以内
▷市章・市の業務内容を表示

窓口用封筒・表	窓口用封筒・裏
 鶴岡市役所 市の業務内容を表示	市の業務内容を表示
広告スペース	広告スペース

- 設置期間 8月1日④～来年7月31日④
- 設置場所 本所市民課及び各地域庁舎市民福祉課の窓口、その他市長が指定する場所
- 申込み
- 3月17日④～31日④に、「窓口用封筒寄附申込書」（関係書類を添付）を本所市民課（〒997-8601 市内馬場町9-25）へ
▷直接または郵送でお申し込みください。
▷事前に「鶴岡市広告掲載要綱」「鶴岡市広告入り窓口用封筒の寄附に関する取扱要領」をご確認ください。
▷申込みが複数あった場合は、審査の上、1者を選定します。詳しくは、市HPをご覧ください。

市民の皆さんのご参加をお願いします

鶴岡地域 春の清掃 クリーン作戦&側溝清掃

☎クリーン作戦…廃棄物対策課 ☎内線677 側溝清掃…本所土木課 ☎内線488

■クリーン作戦と側溝清掃を行う区域

4.5④	第二学区、第三学区、三瀬地区
12④	第一学区、第五学区
19④	第四学区、第六学区

■クリーン作戦のみを行う区域等

（側溝清掃は各住民会等で別途計画します）

3.29④	西郷地区
4.5④	栄地区、京田地区、上郷地区、大泉地区、齋地区、小波渡自治会
12④	黄金地区、由良地区
19④	湯田川地区、田川地区、湯野浜地区、堅苔沢自治会
5.6④	加茂地区
10④	大山地区

※日程は町内会等の事情で変更になる場合があります。

■ごみ・土砂の回収・運搬について（予定）

- ▷クリーン作戦で集めたごみの回収
- ・第一～第六学区…当日午後
 - ・その他の地区…翌日から2日以内
- ▷側溝清掃で集めた土砂の運搬
2日以内に運搬

■お願い

- ▷ごみの分別の徹底をお願いします。
▷決められた集積場所へ置いてください。
▷土砂をダンボール箱等に入れる場合は、水抜き穴を開けてください。ビニール袋や発泡スチロール製の箱は、使用しないでください。

山形県議会議員選挙

☎本所選挙管理委員会事務局 ☎内線641または各地域庁舎総務企画課へ

■選挙の告示

4月3日④

■投票日

4月12日④

■期日前投票の日時・会場

当日投票できない場合にご利用ください。

- 市役所本所 4月4日④～11日④
午前8時30分～午後8時
- 各地域庁舎 4月5日④～11日④
午前8時30分～午後7時

【鶴岡市選挙区・立候補届出受付】

- 日 時 4月3日④
午前8時30分～午後5時
- 会 場 庄内総合支庁4階講堂
- 問合せ 山形県選挙管理委員会庄内
地方事務局 ☎66-5418

ふだんより受けやすい日時を設定しています

子ども予防接種週間 3月1日(日)～7日(土)

問各医療機関、鶴岡地区医師会 ☎22 - 0136 または健康課 (にこ♥ふる) ☎内線373 へ

医療機関名・電話番号	実施日時	
石原小児科医院 (上畑町) ☎24 - 8213	2日(日)～4日(火)・ 6日(金)	18:00～18:30
今立小児科医院 (鳥居町) ☎24 - 3377	3日(火)～6日(金)	11:30～12:00 15:30～17:00
	2日(日) 7日(土)	15:30～17:00 14:30～17:00
おぎわら医院(切添町) ☎25 - 3131 ※子宮けいがんのみ受付。	2日(日)～6日(金)	9:00～11:30 15:00～17:30
	7日(土)	9:00～11:30
乙黒医院 (桜新町) ☎26 - 1011	2日(日)～4日(火)・ 6日(金)	9:00～12:00 14:00～18:00
	5日(水)	9:00～12:00
	7日(土)	9:00～12:00 14:00～17:30
おのこども診療所 (桜新町) ☎28 - 3001	2日(日)・4日(火)・ 5日(水)	13:30～14:30
こどもクリニックす ずき(切添町) ☎23 - 3288	2日(日)～6日(金)	14:00～17:00
	7日(土)	14:00～15:30
さいとうクリニック (辻興屋) ☎68 - 5815	2日(日)・3日(火)・ 5日(水)・6日(金)	10:00～12:00 15:30～17:00
	4日(木)・7日(土)	10:00～12:00
	2日(日)～4日(火)・ 6日(金)	8:30～11:00 15:00～17:00
さくまクリニック (湯田川) ☎35 - 4455	5日(水)	8:30～11:00
	7日(土)	8:30～11:00 14:00～15:00
	2日(日)・4日(火)・ 5日(水)	10:00～11:00
たんぼぼクリニック (日枝) ☎25 - 6000	2日(日)・ 4日(水)～7日(土)	9:00～12:00 15:00～18:00
	3日(火)	9:00～12:00
	2日(日)～4日(火)・ 6日(金)	14:00～15:00
はらだこども医院 (西新斎町) ☎24 - 8488	7日(土)	14:00～16:00

医療機関名・電話番号	実施日時	
わだ内科医院 (下川) ☎76 - 0011	2日(日)～4日(火)・ 6日(金)	9:00～12:00 14:00～17:30
	5日(水)・7日(土)	9:00～12:00
	2日(日)～4日(火)・ 6日(金)・7日(土)	15:00～17:00
いでは診療所 (荒川) ☎62 - 3789	2日(日)・5日(水)・ 6日(金)	9:00～11:00 15:00～17:00
	3日(火)・4日(水)・ 7日(土)	9:00～11:00
	3日(火)	14:00～16:30
佐藤医院 (野荒町) ☎62 - 2130	2日(日)・3日(火)・ 5日(水)・6日(金)	9:00～12:00 14:30～18:00
	4日(木)・7日(土)	9:00～12:00
	2日(日)～7日(土)	8:00～12:00 13:00～18:00
佐久間医院 (西荒屋) ☎57 - 2123	2日(日)・4日(火)・ 6日(金)	8:30～12:00 14:00～18:00
	3日(火)・5日(水)	8:30～12:00 16:30～18:00
	7日(土)	8:30～12:00 14:00～16:00
土田内科医院 (板井川) ☎57 - 5100	2日(日)・5日(水)	7:30～12:30 16:00～18:30
	3日(火)	7:30～12:30 17:00～18:30
	4日(水)・7日(土)	7:30～12:30
	6日(金)	7:30～12:30 16:30～18:30
温海クリニック (温海) ☎33 - 8299	2日(日)～6日(金)	9:00～11:30 14:00～16:30
	7日(土)	9:00～11:30
佐藤診療所(鼠ヶ関) ☎44 - 2125	2日(日)～6日(金)	8:30～11:30 13:30～17:00
鶴岡市国民健康保険 大網診療所(大網) ☎54 - 6005	2日(日)・4日(火)・ 6日(金)	13:00～16:30
鶴岡協立病院附属ク リニック(文園町) ☎28 - 1830	3日(火)	14:30～15:30
荘内病院(泉町) ☎26 - 5111	5日(水)	14:00～15:00

母子健康手帳で接種を忘れていないか確認し、この機会に済ませましょう。電話で必ず予約をしてください

福祉

人口透析を受けている方に
通院交通費を助成します



対次の全てに該当する方 ①市内に住
所があり、腎臓機能障害による身体障
害者手帳をお持ちの方 ②人工透析療
法を受けるため交通機関(自家用車
を含む)を利用して通院している方 ③
本人及び同居世帯の生計中心者が所得
税を課税されていない方 ④生活保護
等で通院交通費の給付を受けていない
方 ■助成額 通院交通費として実際
にかかった額と交付基準額のうち、低
い方の額 申3月31日(日)まで申請書・
通院報告書と領収書(タクシー等を利用
した方のみ)を本所福祉課☎内線1
37または各地域庁舎市民福祉課へ

平成27年度分福祉タクシー券
福祉給油券の交付

対象者へ申請書を送付しています。
希望の方は必要事項を記入し、必ず押
印の上、投かんしてください。届かな
い・紛失した・新たに対象になった方
はお問い合わせください。

対次のいずれかに該当する方 ①身体
障害者手帳1～3級
②療育手帳A ③精
神障害者保健福祉手
帳1級 問本所福祉
課☎内線136また
は各地域庁舎市民福
祉課へ



平成26年 鶴岡市消防本部管内（鶴岡市及び三川町）

火災・救急概要

消防本部 ☎22 - 8330



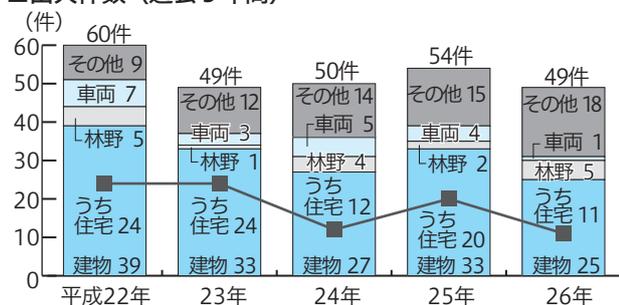
火 災

■出火件数・住宅火災件数・死者・負傷者・損害額は減少

総出火件数は49件（前年54件）で、前年より5件減少しています。そのうち住宅火災は11件で、前年の20件と比較すると9件減少しています。

火災による損害額は8,098万8千円（前年1億5,233万5千円）で、前年より7,134万7千円減少しています。また、火災による死者は3人（前年4人）で、負傷者は7人（前年10人）となっています。

■出火件数（過去5年間）



■出火原因第1位は「たき火」

出火原因は「たき火」が11件で最も多く、次いで「こんろ」が5件、「ストーブ」が4件の順となっています。

そのうち住宅火災の出火原因は、「ストーブ」が3件、次いで「こんろ」が2件の順となっています。

■原因別出火件数

	全火災	うち住宅火災
たき火	11	0
こんろ	5	2
放火	1	0
ストーブ	4	3
たばこ	0	0
電灯・電話等の配線	2	0
放火の疑い	0	0
マッチ・ライター	1	0
その他	12	1
不明・調査中	13	5
計	49	11

住宅用火災警報器を設置しましょう
全ての住宅に設置が義務付けられています

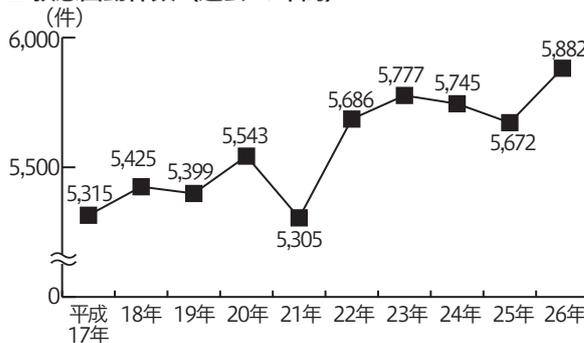
救 急

■1日平均16件の出動

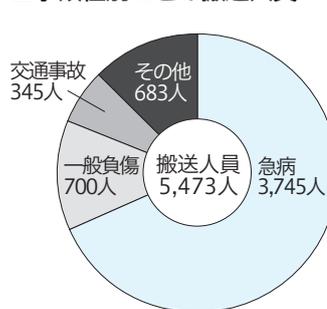
救急出動件数は5,882件（前年5,672件）で、前年より210件増加しています。救急車で搬送された人員は5,473人（前年5,323人）です。

搬送人員の事故種別をみると、「急病」が3,745人（前年3,575人）で全体の68%を占め、次いで「一般負傷」が700人（前年715人）、「交通事故」が345人（前年389人）となっています。

■救急出動件数（過去10年間）



■事故種別ごとの搬送人員



▼納め忘れのない口座振替も利用できます
国民年金納付書をご準備の上、金融機関窓口や鶴岡年金事務所でお申し込みください。口座振替でその月の保険料をその月の月末に納付すると、月額50円割引となる早割制度があります。

▼保険料の免除・納付猶予等について
保険料の一部免除（4分の3・半額・4分の1免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと、年金の受給資格期間には含まれず、受け取る年金額にも反映されません。また、若年者納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、受け取る年金額には反映されません。このため、将来、受け取る年金額を増やすために、免除や納付猶予を受けた期間の保険料を、10年前の分まで遡って納付（追納）することができず、ただし、納付対象月の属する年度の翌々年度を過ぎると、加算金がかかりますのでご注意ください。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

年金・医療



レジットカードで納付できる制度や保険料が割引される前納制度もあります。▼保険料の後納について 過去10年間に納め忘れた保険料を納付することができる後納制度は、将来受け取る年金を増やしたり、年金を受けられなかった方が、保険料を納付することで受けられたりする場合があります。この制度が利用できるのは、9月30日④までです。既に後納制度を申し込んだ方で、後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書記載の使用期限(3月31日④)まで納付をお願いします。 ④鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

荘内病院に「乳腺専門外来」を開設します

荘内病院では、4月に乳腺専門外来を開設します。当面は、月に1回、乳腺専門医が紹介患者を対象に診察を行います。詳しくは、同院医事課 ☎26・5111 内線6111へお問い合わせください。



子育て・教育



「やまがた子育て応援パスポート」を交付します

このパスポートを県内の協賛店等で提示すると、様々なサービス(商品購入額の割引、ポイント加算、ミルクのお湯の提供等)を受けられます。現在お持ちのパスポートの利用期限は3月31日④です。4月から利用できる新しいパスポートを交付します。

入額の割引、ポイント加算、ミルクのお湯の提供等)を受けられます。現在お持ちのパスポートの利用期限は3月31日④です。4月から利用できる新しいパスポートを交付します。

④妊娠中の方及び小学6年生までの子供がいる世帯(子供1人につき1枚交付) ■交付時期・方法 ▽小学生及び幼稚園、保育園、認可外保育施設に通園している・4月に入園する子供: 3月中旬から各小学校、各園、各施設で交付(小学校に入学する子供には卒園前に各園で交付) ▽家庭で保育している子供、妊娠中の方: 3月25日④から本所子育て推進課、各地域庁舎市民福祉課または子ども家庭支援センター(にこふる)で交付(子供の年齢確認ができるもの(保険証、母子手帳)をお持ちください) ▽4月以降に妊娠した方: 母子手帳の交付に併せて健康課(にこふる)で交付 ④本所子育て推進課 ☎内線180

保護者の皆さんへ
フィルターリングサービスの活用を!

「青少年インターネット環境整備法」では、18歳未満の青少年が携帯電話を利用する場合、原則として、フィルターリングを適用することとしています。また、保護者には、携帯電話を購入する際に、利用者が18歳未満であることを販売店へ申し出る義務があります。



生活



引っ越しの際に出るごみの出し方について

▽携帯電話は、利用目的・方法・時間・料金等を家族でよく話し合ってから利用しましょう ▽フィルターリングサービスを利用して、有害サイトへのアクセスを制限しましょう

④青少年育成センター ☎25・2019

引っ越しが増えるこの時期は、毎年多くのごみが排出されます。次のような場合は、直接ごみ処理施設へ持ち込むか、民間の業者に依頼してください。

▼大量のもやすごみを一度に処分したいとき ▽クリーンセンター(市内宝田) ☎22・2848へ ■受入対象物 寝具や衣類、靴等のもやすごみ(布団は1日10枚まで) ■受入日時 月曜(金曜日(祝日を除く)午前8時35分~11時50分、午後1時~4時45分) 費 10kgごとに110円(税別) ④他粗大ごみに分類される物は受入れ不可

▼粗大ごみ等を処分したいとき ▽リサイクルプラザ(市内水沢) ☎35・3557へ ■受入対象物 家具やリサイクル法対象外の家電、マットレス、自転車等の粗大ごみ及び不燃ごみ ■受入日時 月曜(祝日を除く)午前9時~11時50分、午後1時~4時30分 費 粗大ごみ: 1品目につき3,000円以内の規定料金(税別) 不燃ごみ: 10kgごとに110円(税別) ④他回収を希望する場合は、ごみカレンダー

市営住宅入居者募集

ダラーに記載の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。テレビ等のリサイクル家電やパソコン等のリサイクル法対象品は、市で取り扱いません

▼資源ごみ(紙類)を処分したいとき ▽資源回収(無料) 町内会等の実施団体にお問い合わせください

い ▽資源回収業者(料金はお互いに要相談) ごみカレンダーを閲覧ください

▼共通 ④廃棄物対策課 ☎内線677



住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	1LDK (高齢・障害者向け) 3DK (子育て向け)	1
美原住宅	2階・3DK	1
美原住宅	3階・2DK	1
美原住宅	3階・3DK	1
稲生住宅	3階・2LDK	1
稲生住宅	3階・3DK	1
東部住宅	3階・3DK	1
みどり住宅	2階・3DK	1
みどり住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け)	1
大西住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け)	1
大山住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
朝日	平屋・3DK	1
朝日	下名川住宅	1
朝日	紅葉岡住宅	1
朝日	柳原住宅	1

■入居時期 5月中旬以降 ④申3月2日④~19日④に本所建築課 ☎内線48

3または各建設事務室(羽黒・朝日・温海庁舎)へ **他人居資格要件**があり、調査の上入居を決定します(子育て向け住戸は小学生以下の子供がいる世帯対象)。応募多数の場合は抽せん。応募がなかった住戸は落選者を対象に二次抽せんを行います。一部住戸は世帯状況に応じた優先選考です。詳細は募集案内書をご覧ください

水道メーターの取替えを実施する予定地区をお知らせします

水道メーターは法律によって使用期限(8年間)が定められているため、定期的に取替えを実施しています。作業にご協力をお願いします。費用はかかりません。

地域	実施予定地区
鶴岡	睦町、千石町、日出一・二丁目、大部町、道形町、宝田一〜三丁目、八ツ興屋、滝沢、上山谷、金谷、谷定、田川、少連寺、水沢駅前、由良、油戸、大山一・三丁目、米出坂下、下川、茨新田
藤島	鷺畑、千原、上川尻、下川尻、工藤西小路、表小路、中組、宮東、下通、十文字、藤の花
羽黒	東荒川、西荒川、野田、白山、仙道、向山、川代山、泉野、八森、桜ヶ丘、美野和、海谷森、野村
柳引	下山添
朝日	熊出
温海	湯温海、小国

■実施予定時期 4月〜12月 **図**上下水道部総務課 ☎23・7609 **他**予定地区以外でも取替えを実施する場合があります

水質検査計画を公表します

安全・安心な水道を利用するために、水質検査の方針、検査する項目・頻度、採水する場所等を定めた平成27年度の水質検査計画を策定しました。市HPに掲載していますので、ご覧ください。計画へのご意見等がある方は、上下水道部工務課 ☎23・7732へご連絡ください。

公共下水道事業負担金について

公共下水道鶴岡地区内の次の対象区域については、平成27年度から新たに公共下水道事業負担金を納めていただくこととなります。4月に対象区域内の土地を所有する方へ公共下水道事業受益者申告書を送付します。

■対象区域 湯田川地区の一部、遠賀原地区の一部、加茂地区の一部、谷定地区の一部、茅原地区の一部、矢馳地区の一部、白山地区の一部、斎藤川原地区の一部 **図**上下水道部下水道課 ☎25・5860内線453

その他



図書館からのお知らせ

▼図書館利用カード登録の際に本人確認が必要になります 4月から図書館本館・分館で利用登録する際は、本人確認のできる書類を提示してください。

■利用登録できる方 庄内地方に在住、通勤または通学している方 **■確認書類** 運転免許証、健康保険証、生徒手帳、学生証、住民基本台帳カード、パスポート等(小学生以下の子供は健康保険証または付添いの保護者の確認書類で利用登録できます)



▼図書館の本を返し忘れていませんか? 「鶴岡市立図書館の押印がある本、バーコードが貼つてある本がありましたら、至急返本してください。図書館が休館でも返本ポストへ返すことができます。本館の本を分館へ、また、分館の本を本館へ返すこともできます。

▼共通 **図**図書館本館 ☎25・2525

3月は「自殺対策強化月間」です

本市の自殺者数は、平成9年以降大きく増加し、15年〜24年の10年間で444人の方が亡くなっています。掛け替えのない大切な「心」と「いのち」のために、悩んでいる人がいたら勇気をもって声を掛けてみませんか。

「ゲートキーパー」とは悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。話をよく聞き、一緒に考えてくれる人が周囲にいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。あなたもゲートキーパーです。自殺予防は社会全体で取り組むことが必要です。▼悩みは一人で抱え込まず、お電話を

誰かに相談することで解決できる問題もあります。解決が困難でも、一緒に考える人がいることで気持ちが楽になることもあります。

▼市の相談窓口 健康課 ☎内線364 または各地域庁舎市民福祉課へ

▼心の健康・悩み等に関する相談窓口
▽山形いのちの電話 ☎023・645・4343 (午後1時〜10時) ▽庄内保健所地域保健福祉課 ☎66・4931

▽このころの健康相談統一ダイヤル ☎0570・064・556 (月曜〜金曜日午前9時〜午後5時) ▽心の健康相談ダイヤル ☎023・631・7060 (月曜〜金曜日午前9時〜午後5時) ▽心の健康インターネット相談(山形県精神保健福祉センターHP)

なだれに注意!!

融雪期は降雨や気温上昇によって、なだれが発生しやすくなります。外出の際は、気象情報等に留意し、事故に遭わないようにしましょう。また、山の斜面の雪割れ(クラック)等の前兆現象や変化に気付いたときは、安全な場所へ避難し、本所防災安全課 ☎内線199へご連絡ください。

3月1日(日)〜7日(土)は「建築物防災週間」です

思わぬ事故や災害時の被害を軽減するために、建築物の定期的な点検と維持保全に努めましょう。
図本所建築課 ☎内線484